

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から平成25年8月19日付鳥取県監査委員公告第9号で公表した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月8日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

勧告・意見	講じた措置
<p>(勧告) 不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。</p>	<p>監査委員の監査結果に基づく収支報告書の修正は平成25年10月7日までに行われた。 収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月11日までに全額返還された。 政務調査費返還額80,737円</p>
<p>(意見) 領収書等について 領収書等に代えて、購入したものの内容がわかるレシートも証拠書類として認められることの周知を図ること。</p>	<p>レシートが発行される場合は、レシートをもって証拠書類とし、それ以外の領収書の場合は、詳細な内容の記載されたものを証拠書類とすることを定めた。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 会費について 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動として適当であることが必要であるため、団体の概要がわかる資料等を添付するよう徹底すること。</p>	<p>会費支出について、団体等の性格、目的、活動内容及び県政への関連性などがわかる概要資料、また、会費の支出根拠（案内文書、請求書等）を添付することとした。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 政務調査活動報告書について 政務調査活動の具体的な目的、内容、結果等がわかるように記載するよう徹底すること。</p>	<p>政務活動報告書の様式例に示す項目は全て記載することを要する旨、明記した。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 按分率の記載について 按分率について明らかな根拠が明示される場合を除き、簡便な按分率の基準を示すことを検討すること。</p>	<p>議会改革推進会議において検討を始めた。今後も引き続き検討を進める。</p>

2 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

勧告・意見	講じた措置
<p>(勧告)</p>	

<p>不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。</p>	<p>不適切な支出の指摘のあった収支報告書については、平成25年10月7日までに必要な修正報告が全て提出されたことを確認した。</p> <p>また、指摘のあった政務調査費の返還については、平成25年10月7日付けで該当議員に通知し、同月11日に全額納付されたことを確認した。</p>
---	---
